

令和3年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和4年2月4日（金）

午後1時30分から午後2時30分

場所 役場3階合同委員会室

出席者

運営協議会委員 久米賢治、小林久枝、小林峰生、酒井啓、石川求、鈴木元春、長坂典子、溝口邦英

事務局 町長、総務部長、税務課長、税務課住民税係長、保険医療課長、保険医療課長補佐兼保険年金係長、健康課長、健康課成人保健係長

欠席者 山崎正夫、伊藤晋次、前田吉昭、神谷喜美子

保険医療課長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、令和3年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度第1回会議が書面開催となり、直接お伝えすることができず、大変ご迷惑をおかけしました。

会議の前に、2点ほどご了承をお願いいたします。1点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。しかしながら、本日、傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。2点目ですが、本日の協議会は、会議録を作成し、町ホームページで公開させていただきます。そのため、録音を行いますので、あらかじめご了承ください。なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

本日は、前田吉昭委員、伊藤晋次委員、山崎正夫委員、神谷喜美子委員の4名が欠席で、本日の出席委員数は8名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、町長から、ご挨拶を申し上げます。

町長

～挨拶～

保険医療課長

では、議事の取り回しを、会長にお願いいたします。久米会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

次第2の「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名いたします。

石川求委員、長坂典子委員にお願いします。

それでは、議題にはいります。

次第3、諮問事項です。

「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」です。

町長

東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について諮問いたします。

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1 東浦町国民健康保険税条例の規定に基づく税率の改正について

医療分

改正前	所得割 5.43%	均等割 27,600 円	平等割 26,600 円
改正案	所得割 6.01%	均等割 29,700 円	平等割 23,900 円
現行との差	所得割 0.58%	均等割 2,100 円	平等割 マイナス 2,700 円

後期高齢者支援分

改正前	所得割 2.10%	均等割 5,800 円	平等割 8,800 円
改正案	所得割 2.12%	均等割 8,300 円	平等割 7,900 円
現行との差	所得割 0.02%	均等割 2,500 円	平等割 マイナス 900 円

介護分

改正前	所得割 1.37%	均等割 8,600 円	平等割 6,000 円
改正案	所得割 1.68%	均等割 10,100 円	平等割 6,000 円
現行との差	所得割 0.31%	均等割 1,500 円	平等割 なし

2 施行日

(1) 令和4年4月1日から施行する。

(2) 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、諮問いたします。よろしくお願いいたします。

～諮問書を会長へ渡す～

～町長退席～

会長

それでは、ただいま諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」を議題といたします。

今回の資料について、事務局の説明をお願いします。

保険医療課長

それでは、税率改正の内容に入ります前に、国民健康保険の財政運営など、税率を改正する経緯について簡単に説明させていただきます。

まず、国民健康保険制度の広域化についてです。国民健康保険は、平成30年4月から広域化され、愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。広域化により、市町村が支払っていた医療費は県から全額補填され、その代わりに、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を支払うことになりました。医療費が県から全額補填されることによって、市町村は医療費の急激な増加が発生しても、財源が確保されているため、安定的な財政運営が可能となりました。

次に、国民健康保険税の税率改正の背景です。

東浦町が県に支払う国民健康保険事業費納付金の財源は、被保険者からの国民健康保険税で賄うこととされています。しかし、現状は、国民健康保険税だけでは賄えず、一般会計からの法定外繰入金と繰越金で補填しています。国及び愛知県は、将来的に、県内市町村の国民健康保険税水準の統一を目指しています。しかし、各市町村における国民健康保険の運営の現状は、市町村間で国民健康保険税の課税方式や税率が異なっていたり、国民健康保険事業費納付金等の財源が国民健康保険税だけでは賄えず、一般会計からの法定外繰入金等で補填している市町村もあったり、市町村によってバラつきがあります。そうした状況を踏まえ、広域化のタイミングでの国民健康保険税水準の統一は見送り、段階的に課税方式や税率を改正し、一般会計からの法定外繰入金を解消していく方針を市町村に示しました。本町としましては、その方針に従い、令和6年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することを目標とし、4段階に分けて2年ごとに国民健康保険税率を引き上げる計画を、平成29年度に作成いたしました。今回は、その計画の第3段階目ということになります。

それでは、国民健康保険税の税率の内容につきましては、税務課長から説明いたします。

税務課長

本日の諮問事項「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」、ご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。本町が愛知県に対し納める令和4年度国民健康保険事業費納付金は、資料上段の納付金13億90万3,474円です。この金額の算定方法は、愛知県全体で医療機関に支払う保険給付費を、過去の実績及び伸び率から予測し、市町村ごとの所得水準・被保険者数を基に割り振ったものです。この納付金13億90万3,474円から資料中段のとおり、法定繰入金等の現年の保険税以外の財源分を除いたものが、現年保険税で徴収すべき必要額で、資料の一番下の必要額10億971万1,817円となります。

資料1-2をご覧ください。必要額と財源の見込みの関係を表したものです。一番上のグラフが今回の改正案で、中段が前回の令和元年度の計画、一番下が当初計画の平成29年度の計画となります。一人あたり保険給付費の実績が増加していることな

どにより、令和元年度時点の計画では、必要額は、9億8,007万6,579円でしたが、今回は10億971万1,817円となっております。

今回の改正案のグラフの下をご覧ください。税率設定の考え方は3つあります。1つ目は必要額を令和6年度から被保険者が全額負担するように段階的に税率を設定します。2つ目は、令和6年度の税率が、令和4年度市町村標準保険料率に近づくように設定します。3つ目が令和6年度に応能割と応益割が1.2対1に近づくように設定しています。

資料1-3をご覧ください。上部左に現行の医療分、後期分、介護分の税率3方式を記載しています。医療分は医療機関へかかる際の医療費の財源となるもので、国民健康保険に加入している方全てにかかってきます。後期分は後期高齢者医療制度の75歳以上の人に対して、支援金として負担するもので、医療分と同様に国民健康保険に加入している方全てにかかってきます。介護分は40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方の介護保険料の分になります。

下の表は、平成30年度から令和元年度、令和2年度から令和3年度の改正時の賦課税率を示したものです。その右隣が今回改正案の令和4年度から令和5年度と令和6年度の賦課税率を示したものです。先ほどの3つの税率設定の考え方を基に、令和6年度の税率を設定し、その税率と現在の税率を直線で結んだ線上に令和4年度の税率を設定するものです。

具体的に申し上げますと、所得割の医療分の現行の税率は5.43%ですが、令和6年度では、6.58%となっております。5.43%と6.58%を2分割して税率を算出し、令和4年度から令和5年度の医療分は、6.01%となります。これは、後期分、介護分、所得割、均等割、平等割すべてで同じ考え方です。その下の表は、それぞれの税率を適用した場合、1年間でどれくらいの影響があるかを示したものです。抽出条件は、課税所得が200万円、400万円、7割軽減を受けている世帯、5割軽減を受けている世帯、2割軽減を受けている世帯という5つの条件で、それぞれ1人世帯、4人世帯の合計10パターンを抽出して影響額を見えています。例えば、一番上の課税所得200万円の1人世帯の場合の税率改正前と改正後の差額の部分を見ていただくと、差額は、20,700円となっております。

資料1-4につきましては、平成29年度及び令和元年度の改正計画時の税率改正計画を参考につけさせていただきました。

税収以外からの財源の考え方です。資料1-2を再度お願いします。今回の改正案のグラフの下の税収以外からの財源の考え方です。税収で賄うのは、令和6年度以降になりますので、それまでの間は不足分が発生します。それにつきましては、前回の計画では、令和4年度及び令和5年度は、繰入金のみで対応する予定でしたが、現在、繰越金が、投入計画と執行済額との差額などにより、約4千万円あります。そのため、前回の計画どおり、急激な医療費の上昇があった場合に備え、2千万円は担保し、差額の2千万円については、令和4年度に投入する計画に変更しました。

次に、繰越金と税収で不足する分については、令和4年度、令和5年度の2年度の間、繰入金を投入します。

最後に、令和6年度から必要額を全て保険税で賄うこととするものです。また、今後納付金の状況により計画を見直すとともに、不足額が想定よりも多くなった場合は、繰入金で対応します。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

会長

課税所得が200万円、400万円、7割軽減を受けている世帯、5割軽減を受けている世帯、2割軽減を受けている世帯とありますが、各家庭の割合はわかりますか。

税務課住民税係長

令和3年11月時点の課税対象世帯約6,400世帯のうち、合計所得200万円未満の世帯が約3,800世帯、合計所得200万円以上400万円未満の世帯が約1,600世帯となっており、合計所得400万円以下の世帯が大半を占めているものと認識しています。

会長

ありがとうございます。その全体の世帯で保険税を賄うということですね。

委員

国民健康保険加入者がすべて賄っていくとのことですが、今後の国民健康保険加入者数の増減見込みを教えてください。

保険医療課長

国や県の資料からも国民保険被保険者数は減少の見込みです。要因としては、平成28年10月に開始された被用者保険の拡大です。平成28年10月には常時500人を超える事業所において被用者保険の適用が実施されましたが、令和4年10月には常時100人を超える事業所において被用者保険の適用が予定されています。また、令和4年度から団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行していくものです。

被保険者数が減少すれば、医療費も減少していきますが、愛知県の推計によりますと国民健康保険被保険者の高齢化や医療の高度化により1人あたりの医療費上昇が予測されています。そのため、1人あたりの国民健康保険事業費納付金の増加も見込まれます。

(発言なし)

会長

ご質問等はないでしょうか。

ご質問が無いようでしたら、賛同ということでよろしいでしょうか。

～賛同～

会長

それでは、原案のとおり承認としますので、よろしくをお願いいたします。

私から町長に答申したいと思います。

ここで、町長に対して答申を行うための、書類等の準備がございますので、しばらく休憩といたします。

～休憩～

～町長着席～

～再開～

会長

それでは、会議を再開します。

令和4年2月4日付け3東保第6116号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」審議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡す～

町長

諮問につきご審議していただき、また答申をいただき、どうもありがとうございます。

会長

続きまして、報告「令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算（案）について事務局から説明をお願いします。

保険医療課長補佐兼保険年金係長

次第3の報告事項「令和4年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を説明します。

それでは、資料2の1ページ、国民健康保険の概要をご覧ください。抜粋してご説明いたします。

1 国民健康保険の加入状況、令和4年1月1日現在、国民健康保険被保険者数は、9,253人、世帯数は5,840世帯、世帯加入率27.7%となっています。約3割が国保世帯です。

2 令和4年度国民健康保険の被保険者数及び世帯数の見込み

中央太枠をお願いします。総数9,231人、国保世帯数5,840世帯は昨年と比べ、総数は87人の減、世帯数は1世帯の減を見込んでいます。総世帯数の推計値で増加を見込んでいるため、国保世帯数は、令和3年度4月から12月の異動者数の実績から推計して横ばいとなっています。

3 令和4年度国民健康保険税の見込みは、中央太枠②になります。令和元年度、令和2年度の実績を基に推計しています。

2ページをお願いいたします。

4 令和3年度国民健康保険税収納状況になります。①は、令和4年1月1日現在で集計したもので、上から、アは現年課税分、イは滞納繰越分、ウは、アとイを足した保険税全体となっています。ウの保険税全体の表の右側にあります、収納率の合計の欄をご覧ください。収納率は、令和3年1月1日が令和2年度65.73%、令和4年1月1日が令和3年度67.10%で、1.37%上昇しています。一番下の②決算見込み（現年課税分）では、収納率、令和2年度の合計収納率は94.32%、令和3年度は94.3%です。

3 ページをご覧ください。

5 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算(案)です。主なものを歳入から説明いたします。1 国民健康保険税は、9億9,605万6千円で、構成比20.7%です。次に、2 県支出金は、34億5,551万円で、構成比71.8%です。こちらは、療養給付費や高額療養費などの給付費と審査支払手数料に関する交付金です。歳出の保険給付費である医療費の支払いは、全額、普通交付金として交付されるため、この交付金で賄うものです。次に、3 繰入金で、2億9,266万6千円、構成比6.1%です。後ほどご確認いただければと思いますが、先ほどの税務課の説明の資料1-2の国民健康保険特別会計歳入の考え方(イメージ)の令和4年度の緑色部分の繰入金3,728万円余が含まれています。今後の税収の状況などによって不足が生じた場合には、補正で対応してまいります。

次に、歳出になります。2 保険給付費、34億995万1千円、構成比70.9%です。これは、過去2年間と令和3年度8月までの実績と9月~3月の伸び率から推計しています。前年と比較し8.3%の増になっています。要因は、令和2年度にコロナ禍の受診控えがおこったことにより、新型コロナウイルス感染症が沈静化した令和3年度の受診が増え、保険給付費が前年の反動もあり大きく増加したものと推察しています。次に、3 国民健康保険事業納付金13億122万7千円、構成比27.0%です。こちらは、愛知県より示された額を支払うものです。次に、4 保健事業費、5,635万円1千円で、構成比1.2%です。

以上、令和4年度 歳出予算案の合計額は、48億1,099万8千円です。

4 ページをご覧ください。

6 医療費(保険者負担分)経過表です。令和元年度から令和3年度までの医療費の推移を表にまとめたものです。一般被保険者については、令和2年度はコロナ禍により減少しましたが、令和3年度は、27億2,220万円で被保険者数が減少傾向の中、新型コロナウイルスがまん延する前の令和元年度より9,266万1千円ほど増加する見込みです。

退職被保険者については、既に制度が廃止されており、被保険者もおりませんが、遅延請求等に対応するためのものです。

下段、高額療養費は、令和2年度のコロナ禍にあっても増加傾向となっています。

令和3年度の出産育児一時金及び葬祭費は、増加を見込んでいます。

以上で、説明を終わります。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら発言をお願いいたします。

—質疑なし—

会長

以上で質疑を終了します。

これで本日の議題については審議が終わりました、事務局から何か連絡事項はありますか。

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

委員のみなさまには、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

2時30分閉会